

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：浜頓別町農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設		
事業開始年月日	平成4年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	浜頓別町	職員数* (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	687円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	100 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.19 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率** (%)	30.5 (H19)
		経常収支比率** (%)	91.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	浜頓別町長 廣瀬 忠雄
既存計画との関係	行財政集中改革プラン（H18～H20）・公営企業経営健全化計画（H18～H27）
公表の方法等	ホームページ掲載・繰上償還に係る予算計上時に町議会へ報告
基本方針	下水道は良好な生活環境の確保、公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な都市基盤施設であり、本町のまちづくりにおける重点施策のひとつとして整備を進めてまいりました。農業集落排水事業は昭和62年度に事業着手し平成4年度に供用を開始しました。本処理区は下水道施設が既成していることから、会計に占める起債償還費の割合が高くなっており、資本費平準化債、繰上償還等の制度を有効に活用するとともに行財政集中改革プランに基づき一般会計からの繰入金金の縮減に努め、変動する社会情勢に柔軟に対処してまいります。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				0
	補償金免除額				0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	8	10		18

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	18,074	24,359		42,433
合 計 (A)		18,074	24,359	0	42,433
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,074	24,359	0	42,433

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	7,003	8,967		15,970
合 計 (A)		7,003	8,967	0	15,970
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7,003	8,967	0	15,970

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>下水道整備は、多額の経費と長い年月を要する事業であり、この経費は国庫補助金のほか受益者分担金、起債、一般会計からの繰入金によって賄われています。</p> <p>現在、当処理区は施設整備が既成しており、会計に占める起債償還費の割合が高い状況にあります。この間、平成16年度、平成18年度に料金改定を行うとともに、平成18年度から平成20年度までの「浜頓別町行財政集中改革プラン」を作成し事務事業の見直しなどによる管理経費の削減や効率化を目指しております。今後も、この改革を継続し、資本費平準化債を活用するなどして一般会計からの繰入金の縮減を図ってまいります。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>資本費の平準化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世代間負担の公平化を図る観点から、平成16年度より資本費平準化債を活用し一般会計からの繰入金の低減を図っております。今後も処理原価の抑制を図るとともに本制度を有効に活用し経営の安定を目指します。</td> </tr> </table>	課 題	資本費の平準化	世代間負担の公平化を図る観点から、平成16年度より資本費平準化債を活用し一般会計からの繰入金の低減を図っております。今後も処理原価の抑制を図るとともに本制度を有効に活用し経営の安定を目指します。	
	課 題	資本費の平準化			
	世代間負担の公平化を図る観点から、平成16年度より資本費平準化債を活用し一般会計からの繰入金の低減を図っております。今後も処理原価の抑制を図るとともに本制度を有効に活用し経営の安定を目指します。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理費の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="2">維持管理業務委託については、平成16年度より町内の上下水道施設の管理業務を一括発注する等経費の縮減を図ってきていますが、今後もコスト削減に努めます。</td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の検討	維持管理業務委託については、平成16年度より町内の上下水道施設の管理業務を一括発注する等経費の縮減を図ってきていますが、今後もコスト削減に努めます。	
課 題	維持管理費の検討				
維持管理業務委託については、平成16年度より町内の上下水道施設の管理業務を一括発注する等経費の縮減を図ってきていますが、今後もコスト削減に努めます。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成16年度（15%引き上げ）、平成18年度（25%引き上げ）に料金改定を行っておりますが、今後も適正な受益者負担の原則に基づき使用料金の適正化を図ります。</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化	平成16年度（15%引き上げ）、平成18年度（25%引き上げ）に料金改定を行っておりますが、今後も適正な受益者負担の原則に基づき使用料金の適正化を図ります。		
課 題	料金水準の適正化				
平成16年度（15%引き上げ）、平成18年度（25%引き上げ）に料金改定を行っておりますが、今後も適正な受益者負担の原則に基づき使用料金の適正化を図ります。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間の経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	80.0	73.3	73.3	68.8	66.7	68.8	19.3	31.4	62.5	58.8	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
積 立 金 現 在 高											
企 業 債 現 在 高	114	110	107	103	100	97	94	90	87	83	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	114	110	107	103	100	97	94	90	87	83	
うちその他に係るもの											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	11	10	10	10	8	9	9	9	8	8
うち基準内繰入金	9	1	1	1	6	6	6	6	6	6
うち基準外繰入金	2	9	9	9	2	3	3	3	2	2
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	2	9	9	9	2	3	3	3	2	2
資 本 的 収 支 分	3	4	3	5	3	3	3	3	3	4
うち基準内繰入金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち基準外繰入金	2	3	2	4	2	2	2	2	2	3
うち赤字補てん的なもの	2	3	2	4	2	2	2	2	3	3

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	15.6	7.8	9.6	8.6	15.2	13.6	2.8	4.6	9.6	9.5	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	80.0	73.3	73.3	68.8	66.7	68.8	19.3	31.4	62.5	58.8	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	91.7	90.9	90.9	90.9	80.0	81.8	81.8	81.8	80.0	80.0
	うち基準内繰入金	(%)	81.8	10.0	10.0	10.0	75.0	66.7	66.7	66.7	75.0	75.0
	うち基準外繰入金	(%)	18.2	90.0	90.0	90.0	25.0	33.3	33.3	33.3	25.0	25.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	33.3	25.0	33.3	20.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	25.0
	うち基準外繰入金	(%)	66.7	75.0	66.7	80.0	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	75.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	150.0	100.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m³)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価(円/m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成16年度、平成18年度の料金改定をふまえ、処理区域内人口は減少傾向にあり急激な増加が見込まれないことから平成19年度を基準として使用料収入を算出しております。
2 他会計繰入金の見込み	起債償還費が今後も増加することから、資本費平準化債等を活用し他会計繰入金の急激な増加を生じないよう考慮しました。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	処理区域内の施設整備は既成しており、大規模な投資は行わないこととしております。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2134 427">職員を配置しておりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 1093">給与のあり方 <table border="1" data-bbox="197 531 611 1093"> <tr> <td data-bbox="197 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2134 675">超過勤務の抑制 給与の3%削減 勤勉手当の削減(0.4%) 期末勤勉手当の役職加算の凍結</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2134 818">対象職員はおりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2134 954">定年退職時の特別昇給については、平成17年度をもって廃止している。 勸奨退職における特別昇給制度については、平成16年度より運用を休止しているが、平成19年度をもって廃止する予定である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2134 1093">福利厚生事業に係る公費負担の見直しとして、平成18年度より職員健康診断について一部自己負担を導入。</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="611 427 2134 1093"> 厳しい財政状況をふまえ、平成15年度からの第2次行財政改革で給与の3%削減を実施しております。また、平成18年度から実施している行財政集中改革プランでは給与の3%削減とあわせて勤勉手当の0.4ヶ月分の削減、役職加算の凍結を実施しております。 </td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	職員を配置しておりません。	給与のあり方 <table border="1" data-bbox="197 531 611 1093"> <tr> <td data-bbox="197 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2134 675">超過勤務の抑制 給与の3%削減 勤勉手当の削減(0.4%) 期末勤勉手当の役職加算の凍結</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2134 818">対象職員はおりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2134 954">定年退職時の特別昇給については、平成17年度をもって廃止している。 勸奨退職における特別昇給制度については、平成16年度より運用を休止しているが、平成19年度をもって廃止する予定である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2134 1093">福利厚生事業に係る公費負担の見直しとして、平成18年度より職員健康診断について一部自己負担を導入。</td> </tr> </table>	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	超過勤務の抑制 給与の3%削減 勤勉手当の削減(0.4%) 期末勤勉手当の役職加算の凍結	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	対象職員はおりません。	退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職時の特別昇給については、平成17年度をもって廃止している。 勸奨退職における特別昇給制度については、平成16年度より運用を休止しているが、平成19年度をもって廃止する予定である。	福利厚生事業のあり方	福利厚生事業に係る公費負担の見直しとして、平成18年度より職員健康診断について一部自己負担を導入。	厳しい財政状況をふまえ、平成15年度からの第2次行財政改革で給与の3%削減を実施しております。また、平成18年度から実施している行財政集中改革プランでは給与の3%削減とあわせて勤勉手当の0.4ヶ月分の削減、役職加算の凍結を実施しております。	平成15年度から平成17年度まで第2次行財政改革を実施しております。さらに、平成18年度から平成20年度までの3年間について行財政集中改革プランにより人件費の適正化を図っております。
地方公務員の職員数の純減の状況	職員を配置しておりません。												
給与のあり方 <table border="1" data-bbox="197 531 611 1093"> <tr> <td data-bbox="197 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2134 675">超過勤務の抑制 給与の3%削減 勤勉手当の削減(0.4%) 期末勤勉手当の役職加算の凍結</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2134 818">対象職員はおりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2134 954">定年退職時の特別昇給については、平成17年度をもって廃止している。 勸奨退職における特別昇給制度については、平成16年度より運用を休止しているが、平成19年度をもって廃止する予定である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2134 1093">福利厚生事業に係る公費負担の見直しとして、平成18年度より職員健康診断について一部自己負担を導入。</td> </tr> </table>	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	超過勤務の抑制 給与の3%削減 勤勉手当の削減(0.4%) 期末勤勉手当の役職加算の凍結	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	対象職員はおりません。	退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職時の特別昇給については、平成17年度をもって廃止している。 勸奨退職における特別昇給制度については、平成16年度より運用を休止しているが、平成19年度をもって廃止する予定である。	福利厚生事業のあり方	福利厚生事業に係る公費負担の見直しとして、平成18年度より職員健康診断について一部自己負担を導入。	厳しい財政状況をふまえ、平成15年度からの第2次行財政改革で給与の3%削減を実施しております。また、平成18年度から実施している行財政集中改革プランでは給与の3%削減とあわせて勤勉手当の0.4ヶ月分の削減、役職加算の凍結を実施しております。				
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	超過勤務の抑制 給与の3%削減 勤勉手当の削減(0.4%) 期末勤勉手当の役職加算の凍結												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	対象職員はおりません。												
退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職時の特別昇給については、平成17年度をもって廃止している。 勸奨退職における特別昇給制度については、平成16年度より運用を休止しているが、平成19年度をもって廃止する予定である。												
福利厚生事業のあり方	福利厚生事業に係る公費負担の見直しとして、平成18年度より職員健康診断について一部自己負担を導入。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2134 1345">維持管理費の検討 平成16年度より、町内の上下水道施設の維持管理業務を一括発注するなど、維持管理費の縮減を図ってまいりましたが、今後も継続して経費縮減を検討してまいります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2134 1476">維持管理費の検討 供用開始時(平成4年度)より処理場の維持管理業務を民間委託。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費の検討 平成16年度より、町内の上下水道施設の維持管理業務を一括発注するなど、維持管理費の縮減を図ってまいりましたが、今後も継続して経費縮減を検討してまいります。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	維持管理費の検討 供用開始時(平成4年度)より処理場の維持管理業務を民間委託。	維持管理費の検討 平成16年度より、町内の上下水道施設の維持管理業務を一括発注するなど、維持管理費の縮減を図ってまいりましたが、今後も継続して経費縮減を検討してまいります。								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費の検討 平成16年度より、町内の上下水道施設の維持管理業務を一括発注するなど、維持管理費の縮減を図ってまいりましたが、今後も継続して経費縮減を検討してまいります。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	維持管理費の検討 供用開始時(平成4年度)より処理場の維持管理業務を民間委託。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	下水道については、供用開始区域内の特定の方が利用できるサービスであり、その対価としての使用料金については適正な料金設定が必要であり、下水道普及率も一定程度の水準となったことから平成16年7月に約15%、平成18年4月に約25%の料金引き上げを実施致しました。今後も、社会情勢の変化に対応し料金水準の適正化を検討してまいります。
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金水準の適正化 ・平成16年7月 15%引き上げ(改訂後料金 2,608円/20m ³) ・平成18年4月 25%引き上げ(改訂後料金 3,260円/20m ³)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	行財政改革の進捗状況などについて町広報誌やホームページを活用し情報提供を行います。
経営健全化や財務状況に関する情報公開	町広報誌やホームページを活用し随時情報提供を行います。
行政評価の導入	
5 その他	資本費の平準化(資本費平準化債の活用) ・平成16年度 1.3百万円 ・平成18年度 2.2百万円

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成16年度、平成18年度の料金改定を実施してまいりましたが、今後も維持管理費の縮減（上下水道施設管理業務の一括発注、計画的な修繕の実施等）を行うとともに、適切な料金の設定を検討いたします。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	行財政集中改革プランに基づき管理経費の削減や効率化を目指すとともに、資本費平準化債等を有効に活用し一般会計からの繰入金金の縮減を図ります。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	161	156	156	147	144		144	144	144	144	144	
	A 増減	-11	-5	0	-9	-3		0	0	0	0	0	0
	水洗便所設置済人口(人)	112	121	120	114	113		113	113	113	113	113	
	B 増減	-6	9	-1	-6	-1		0	0	0	0	0	0
	水洗化率(%)	69.6	77.6	76.9	77.6	78.5		78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	
	C 増減	1.0	8.0	-0.7	0.7	0.9		9.9	0	0	0	0	0
	有収水量(m ³)	9,915	9,787	9,776	9,617	9,528		9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
	D 増減	1078	-128	-11	-159	-89		691	-528	0	0	0	0
	② 使用料単価(円/m ³)	107	122	135	143	173		179	179	179	179	179	
	(使用料収入/有収水量)	12	15	13	8	30		78	6	0	0	0	0
	E 増減	12	15	13	8	30		78	6	0	0	0	6
	③ 料金改定率(%)	99.8	99.8	99.8	99.9	100		100	100	100	100	100	
(料金改定実施年度に記載)	0	0	0	0.1	0.1		0.2	0	0	0	0	0	
F 増減	0	0	0	0.1	0.1		0.2	0	0	0	0	0	
④ その他()													
H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	職員数(人)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	管理運営費(千円)	14,816	15,373	13,795	15,909	14,991		16,200	56,714	34,682	16,766	16,971	
	I 増減	-345	557	-1578	2114	-918		-170	1209	40514	-22032	-17916	205
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	92	99	88	108	104		113	394	241	116	118	
	(I/A)	4	7	-11	20	-4		16	9	281	-153	-125	2
	J 増減	4	7	-11	20	-4		16	9	281	-153	-125	2
	汚水処理原価(円/m ³)	686	1,571	1,411	1,654	1,140		1,316	5,806	3,342	1,337	1,343	
	(汚水処理経費/有収水量)	347	885	160	243	514		107	176	4490	-2464	-2005	6
	K 増減	-347	885	160	243	514		107	176	4490	-2464	-2005	6
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	534	570	531	604	504		652	660	660	660	660		
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	20	36	-39	73	-100		-10	148	8	0	0	0	
L 増減	20	36	-39	73	-100		-10	148	8	0	0	156	
⑥ その他()													
M 増減													
使用料回収率(%)	15.6	7.8	9.6	8.6	15.2		13.6	3.1	5.4	13.4	13.3		
(E/K×100)	6.4	-7.8	1.8	-1	6.6		6.4	-10.5	2.3	8	-0.1		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	113.9	110.1	107.2	102.7	99.8		96.7	93.6	90.3	86.9	83.4		
増減	-1	-3.8	-2.9	-4.5	-2.9		-1	-3.1	-3.3	-3.4	-3.5		
収入の確保	使用料収入	1,062	1,194	1,321	1,378	1,645		1,611	1,611	1,611	1,611	1,611	
	改善額	14	146	273	330	597		1,360	417	417	417	417	2,085
	①有収水量の増加	14	146	146	146	146		598	-34	-34	-34	-34	-170
	②使用料の適正化(千円)			127	184	451		762	451	451	451	451	2,255
	③収納率の向上							0					0
	その他④()												
改善額													0
経営の効率化	管理運営費	14,816	15,373	13,795	15,909	14,991		16,200	56,714	34,682	16,766	16,971	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額							0					0
	⑤職員給与と費の適正化							0					0
	維持管理費(上記以外)の適正化()							0					0
	うち職員給与と費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	その他⑥(維持管理費のコスト縮減)	4,286	3,793	4,098	4,034	3,933		4,098	4,098	4,098	4,098	4,098	
改善額	502	995	690	754	855		3,796	690	690	690	690	3,450	
計画前5年間改善額 合計							5,156						
改善額 合計												5,535	

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 0

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等

